

防衛大臣
森本 敏 殿

AAFES による高齢従業員へのパート導入撤回等に関する申し入れ

去る 7 月 1 日、AAFES（米陸・空軍エクステンジサービス）は、全駐労や防衛省の再三にわたる要請・申し入れを一顧だにすることなく、日本人高齢従業員の再雇用について、週 30 時間勤務の常用パート導入を断行した。

当該従業員や組合に合理的な理由を示さず、一方的に不利益措置を押し付けた AAFES 人事当局の不誠実な対応は、たとえ日米地位協定の体制下にあっても許されるものではない。わが国法令における「不当労働行為」に該当するものと厳しく指摘せざるを得ない。

AAFES 人事当局による今回の強権的人事措置は、公的年金の支給開始年齢引き上げにともなう再雇用の際、定年年齢時の賃金の約 7 割維持を保障した「高齢従業員制度」の趣旨を歪め、改正高齢者雇用安定法の施行にともなう労使協定「継続雇用制度に関する協定書」を反故にするものである。

また、係る AAFES の対応・方針を日本政府がそのまま容認すれば、悪しき前例となって、他の職場や現役従業員にまでパート導入が飛び火するばかりか、フルタイム登用の道も閉ざされかねない、と懸念する。

よって、私たち全駐労沖縄地区本部推薦・沖縄選出衆議院議員は、雇用主たる防衛省に対し、AAFES のパート導入撤回を最重要かつ最優先課題として位置づけ、使用者たる米軍当局と粘り強く交渉するよう強く求める。

そのうえで、駐留軍労働者の将来不安を解消すべく、「高齢従業員制度」の適正運用と「継続雇用制度に関する協定書」に基づく日米間の「了解覚書」遵守について、米側の確約を取り付けるよう申し入れるものである。

2012 年 7 月 25 日

衆議院議員 下地 幹郎

衆議院議員 照屋 寛徳

衆議院議員 玉城デニー

衆議院議員 瑞慶覧長敏